明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕
○株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・復興庁・総務・財務・農林水産・経済産業一）　一
〔省　令〕
○森林法等の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令（農林水産一三）　一
〔告　示〕
○政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件及び同条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（総務七七）　九
○政党助成法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同七八）　一〇
○科学技術研究調査規則に基づく、調査票の様式を定める件（同七九）　一三
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務五四～六一）　一四
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同六二～六四）
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（同六五～六七、七〇、七一）
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示（同六八）
○国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同六九）
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（文部科学三七）
○飲食店営業（一般飲食業、中華料理業、料理業及び社交業）及び喫茶店営業の振興指針の全部を改正する件（厚生労働六八）
○森林法等の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係告示の整備に関する告示（農林水産三六二）
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、厚生年金基金清算人退任関係
地方公共団体
解散命令、教育職員免許状失効、行旅死亡人、公示送達関係
会社その他
会社決算公告

府令・省令

○内閣府、復興庁、総務省、財務省、農林水産省、経済産業省令第一号

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法施行規則の一部を改正する命令

森林法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十四号）の施行に伴い、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十九年三月九日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　山本　有二
経済産業大臣　世耕　弘成

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法施行規則の一部を改正する命令

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法施行規則（平成二十四年内閣府、復興庁、総務省、財務省、農林水産省、経済産業省、令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第十三号を次のように改める。

十三　国立研究開発法人森林研究・整備機構

附　則

この命令は、平成二十九年四月一日から施行する。

省令

○農林水産省令第十三号

森林法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十四号）及び森林法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十八年政令第三百九十六号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、森林法等の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十九年三月九日

農林水産大臣　山本　有二

森林法等の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令

（森林法施行規則の一部改正）

第一条　森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節　公益的機能維持増進協定（第三十条―第三十二条）」を「第二節　共有者不確知森林の共有者による森林の施業の円滑化（第二十九条の二―第二十九条の六）」に、「第三節　森林の持増進協定（第三十条―第三十二条）」を「第四節」に、「第四節」を「第五節」に改める。

第九条に次の一項を加える。

3　第一項の届出書は、伐採をする者と当該伐採後の造林をする者とが異なる場合には、これらの者が共同して提出しなければならない。